

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前				改正後				
(前 略) (入試手当) 第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教職員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。 (後 略)				(入試手当) 第33条の2 (同 左)				
別表第1～10 (略) 別表第11 (第33条の2関係)				附 則 この規程は、平成30年11月1日から施行する。 別表第1～10 (同 左) 別表第11 (第33条の2関係)				
試験	業務	業務内容	手当額	試験	業務	業務内容	手当額	
大学入試センター試験	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円	大学入試センター試験及び大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円	
	学部試験実施責任者	各学部において大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 60,000円			大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)の実施を総括する教員	(同 左)	年度当たり 100,000円
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入試センター試験実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員	年度当たり 40,000円					(同 左)
	試験監督者・リスニング監督補助者	大学入試センター試験の試験監督及びリスニング監督補助を行う教員	1科目当たり 2,500円			試験監督及びリスニング監督補助を行う教員	1科目当たり 2,500円	
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円			(同 左)		
	救護看護師	発病者等に係る救護措置を行う看護師	1日当たり 6,000円					
(略)				(同 左)				